

事業系ごみの処理の方法

- ・ 事業系一般廃棄物は、ごみ焼却場への自己搬入を原則とします。

* 指定袋で自己搬入する。

焼却場では、料金は不要です。

* 指定袋以外の容器で自己搬入する。

焼却場で搬入時に計量器で重量を計量し、料金を現金払いして下さい。

料金 10kg 150円

10kg未満は、10kgと見なします。

10kg未満の端数が生じた場合は、四捨五入します。

- ・ 自己搬入しない場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託することができます。

料金については、許可業者とご相談下さい。

事業所用指定袋に入れて下さい。ただし、指定袋以外の容器で搬入する場合は、町へ相談して下さい。

* 許可業者 (株)寺本建設 74 - 2098

みなべ町晩稲

- ・ 処理困難物の処理料金

小型電化製品などの処理困難物は、別途処理料金が必要です。

ただし、事業用機械ものや事務用パソコンなどは、自己処理して下さい。